

ハイライト:

- ・NISA口座保有の方はマイナンバーの提出が必要となります。
- ・高額療養費の上限額が平成29年8月より変わっています。

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
NISA口座とマイナンバー	1
高額療養費の上限額が変わります(70歳以上の方)	2

空梅雨による水不足が心配された後は、雷雨や雹、そして記録的な長雨といった「異常気象」の報道が続きました。まだしばらくは暑さも続く時期ですので、体調管理には気をつけたいものです。

第71号では、NISA口座とマイナンバー、及び高額療養費制度の改正について取り上げてみました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦(東京事務所)

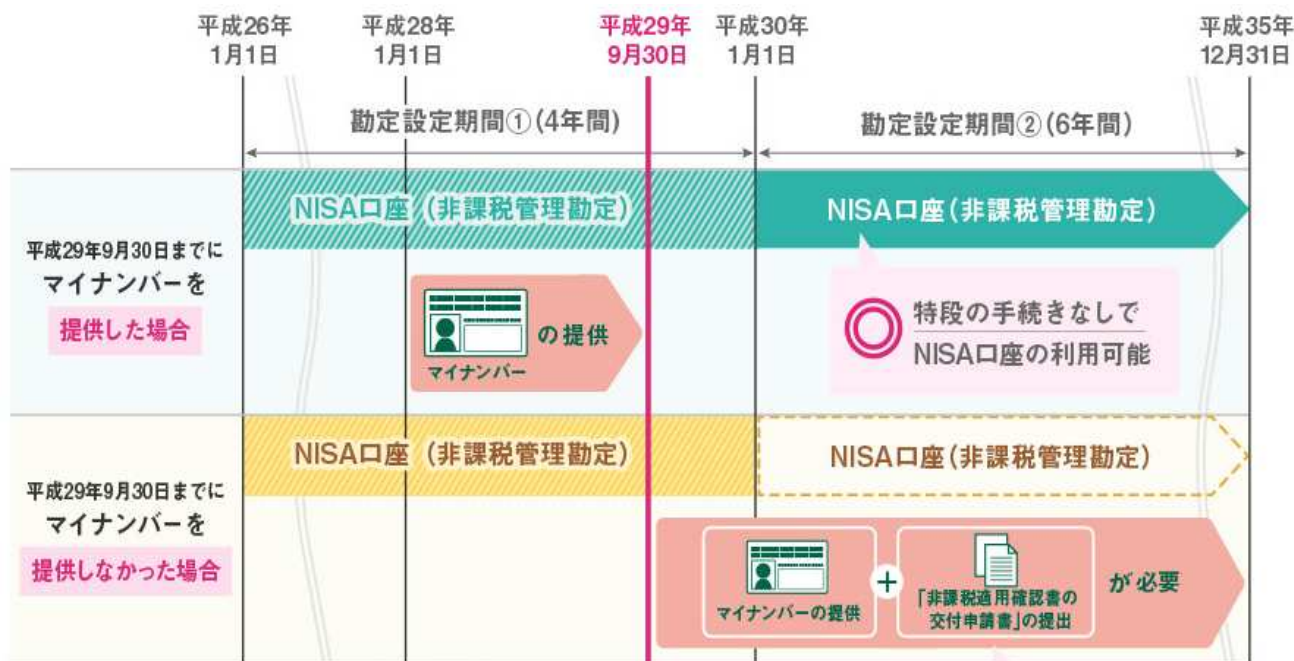
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香(埼玉事務所)

NISA口座とマイナンバー

NISA口座とは、平成26年1月から開始した、少額からの投資を行う個人向けの非課税制度です。1人1口座保有することが可能で、年間120万円、最長5年間(保有枠の上限は600万円)の枠組みとなっています。

マイナンバー制度が導入されたことに伴い、既に口座を保有されている方は平成29年9月末日までにマイナンバーを提供すれば、そのまま平成30年以後もNISA口座が利用できますが、この期間中に提供しなかった場合には、改めて手続きを行わないと平成30年以降は利用できなくなります。保有の方は是非ご確認ください。



< 出典: 日本証券業協会HP >

マイナンバーについては、政府が運営するオンラインサービスであるマイナポータルが7月から試行運用されています。利用に当たっては、マイナンバーカード、ICカードリーダライタ、パソコン等が必要であり、マイナンバーカードに記録された電子証明書を利用するためのソフトをあらかじめパソコン等にダウンロードする必要があります。マイナポータルでは、行政機関等が保有する自身の個人情報を検索して確認する、行政機関同士がやりとりした自身の個人情報の履歴を確認するといったことや、公金決済サービスの利用、子育てに関するサービスの検索やオンライン申請等も行うことができます。マイナポータルのサービストップページは次のURLです。

https://myna.go.jp/SCK0101_01_001/SCK0101_01_001_InitDiscsys.form

ホームページもご覧下さい
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)



高額療養費の上限額が変わります(70歳以上の方)

現役世代と同等の収入がある高齢者にも相応の負担を求めめるため、平成29年8月から及び平成30年8月からの2段階に分け、高額療養費制度が見直しされます。

高額療養費制度とは、医療費の自己負担が過重にならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を払った後、**月ごとの自己負担限度額**を超える部分について、事後に償還払いされる制度です。

< H29/8 ~ H30/7 >

< H30/8 ~ >

区分	外来 (個人)	限度額 (世帯)
現役並み	44,400円 (現行) 57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 44,400円 >
一般	12,000円 14,000円(年間 上限14.4万円)	44,400円 57,600円 < 44,400円 >
住民税非課税		24,600円
住民税非課税 (所得一定以下)	8,000円	15,000円



区分	外来 (個人)	限度額 (世帯)
年収1,160万円 ~		252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% < 140,100円 >
約770万円 ~ 1,160万円		167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% < 93,000円 >
約370万円 ~ 770万円		80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% < 44,400円 >
一般	18,000円(年間上 限14.4万円)	57,600円 < 44,400円 >
住民税非課税		24,600円
住民税非課税 (所得一定以下)	8,000円	15,000円

表の < > 内の金額は、過去12ヶ月に3回以上高額療養費を受けた場合の4回目以降の限度額です。色がついている箇所は、従前と比べ、負担額が上がっている区分となります。

また、医療保険と介護保険における1年間の自己負担の合算額が高額となる場合、さらに負担を軽減する制度(=高額介護合算療養費制度)もありますが、こちらについても平成30年8月からは、現役並み所得者については、現役世代と同様に所得区分を細分化した上で限度額が引き上げられます。

社会保障費が財政を圧迫している実情を踏まえ、高齢者でも支払い能力に応じて負担をすべきだという観点から、制度の見直しが行われたといえます。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 ウィン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp
nakamura-cpa@tkcnf.or.jp

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。